

有田川町全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有田川町におけるスポーツや文化活動の普及及び振興を図るため、スポーツや文化活動で全国規模以上の大会等に出場する者に対し、有田川町全国大会等出場奨励金(以下「奨励金」という)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、全国大会等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国際大会のうち、次に掲げるもの
 - ア オリンピック・パラリンピック競技大会
 - イ 各種種目の最大規模の世界大会
 - ウ その他の世界大会
 - エ アジア大会
- (2) 全国大会(県もしくは近畿予選会・選考会などの選抜手続きを経る全国規模の大会をいう。)のうち、次に掲げるもの
 - ア 国民スポーツ大会
 - イ 文部科学省が主催する全国規模の大会
 - ウ 各スポーツ種目及び文化活動の中央団体が主催する全国規模の大会
- (3) その他特に町長が認めたもの

(適用範囲)

第3条 奨励金の交付範囲は、住所及び生活実態を有田川町内に有する高校生以下の児童・生徒で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他の奨励金や補助金を受ける場合は、本奨励金の適用外とする。

- (1) 有田川町若しくは和歌山県の代表又は近畿地区代表として、前条に該当する大会に出場する者
- (2) 団体の場合は、拠点の有田川町内にある者。ただし、他市町村の団体に属しており、その団体の一員として全国大会等に出場する場合は、本奨励金の適用外とする。
- (3) その他町長が適当と認めた者

(奨励金の上限額)

第4条 奨励金の上限は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に該当する者
 - 個人 50,000円
- (2) 第2条第2号に該当する者
 - 個人 10,000円
 - 団体 100,000円(ただし、1団体10人以内の場合は、人数×10,000円とす

る。)

(3) 競技大会等が近畿及び県内開催の場合

近畿内開催 前2号の額の1/2

県内開催 前2号の額の1/4

(4) 奨励金は年1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者の親権者（以下「申請者」という。）

は、有田川町全国大会等出場奨励金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 予選会・選考会の要項及び結果を証明するもの

(2) 出場する大会等の要項及び出場登録の分かるもの

2 前項の規定に関わらず、団体の代表者は申請者の代理人として申請できるものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により奨励金の交付申請を受理したときは、内容を

審査のうえ、交付の可否を決定し、有田川町全国大会等出場奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 町長は、申請者から有田川町全国大会等出場結果報告書兼請求書（第3

号様式）及び次の各号に掲げる書類の提出により、奨励金を交付するものとする。

(1) 全国大会等の結果を証明するもの

(2) その他町長が提出を求めるもの

(奨励金の交付決定の取消又は返還)

第8条 町長は、奨励金の交付を受け、又は交付を受けようとする者が次の各号

のいずれかに該当するときは、奨励金交付の決定を取り消し、又はすでに交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 当要綱に違反したとき

(2) 奨励金をその交付の目的外に使用したとき

(3) 提出書類等に虚偽の記載があったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(有田川町スポーツ全国大会出場補助金交付要綱の廃止)

2 有田川町スポーツ全国大会出場補助金交付要綱（平成21年有田川町教育委員会告示第1号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日の前日までに旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の日の前日までに全国大会等に出場した者に係る補助金については、なお従前の例による。